2019年8月吉日

会員各位

株式会社　オー・エンターテイメント
ゼネラルマネージャー　川瀬　和也
ジストスポーツクラブ和歌山
支配人　大谷　学

消費税法改正の対応についてのお知らせ

冠省

2019年10月1日全面施行の「消費税法改正」に伴う弊社・当クラブの取り扱いについて、下記の通りお知らせいたします。内容については、国税庁ガイドライン等の法令に基づき適切に対応しております。事前に下記内容をご確認いただき、お間違いなきようご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

早々

記

１．月会費の税率（2019年10月度分の月会費より、10%の税率が適用されます。）

クラブ月会費に適用される税率は、日用品等の購入時にお支払いいただく税率とは対応が変わります。サービス提供（役務提供）の適用税率は、お支払日に関係なく、皆様が当クラブのサービスをご利用される期間（ご利用月）が適用税率の対象になります。当クラブ月会費のお支払方法が前納制となっている関係上、9月30日以前に10月分の月会費を口座振替等でご入金いただくことになりますが、10月ご利用分の月会費から10%の税率が適用されますので、ご理解賜りますようお願いします。

＜現　行＞		＜改正後＞
税抜価格　＋　消費税（8%）	⇨	税抜価格　＋　消費税（10%）

２．その他のサービス提供商品の税率

登録料・利用料・イベント等についても、2019年10月1日以降10%の消費税をお預かりすることになります。

３．衣料・食品・用品等の適用税率

軽減税率の導入に伴い、購入される品目等により、適用される税率が変わります。特に食品については、クラブ内飲食等の取り扱いにより、税率が変更されます。（自動販売機等はメーカー対応となります。）

４．【会費一括払いの取扱について】

2019年10月1日をまたぐ、会費一括払いの更新・ご契約のお客さまは、2019年10月1日より前の9月度分の会費は8%、2019年10月度分以降の会費は10%の消費税をお預かりすることとなります。

※プライベートロッカーおよび他の一括払いにつきましても同様の対応となります。

※金額の詳細につきましては、フロントにて個別にご案内いたします。

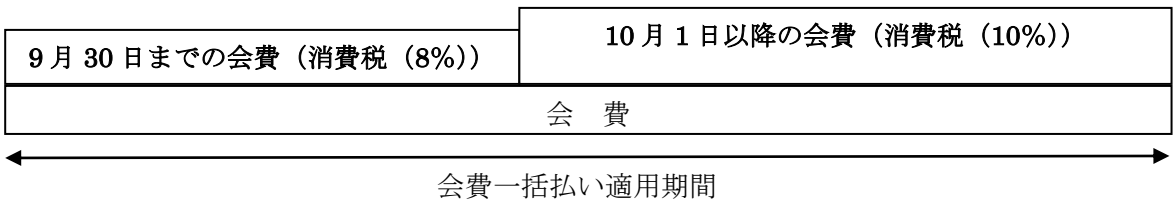

以上